

## 平成 24 年 9 月議会山田美津代一般質問

○議長（青木義勝君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

次に、13番、山田さんの発言を許します。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** 議場の皆さん、ロビーの皆さんこんにちは、13番、山田美津代です。今回は4項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、**憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の規定を受け、住宅に困窮する町民が利用する町営住宅の施設充実が町の責務ではないでしょうか。**現在の疋相、六道山などの町営住宅は40年以上経過して、もうぼろぼろで修理して住むのにも限界があります。町はあくのを待っていて取り壊すと言ってますが、何十年かかることかわかりません。居住されている方は低所得者が多いので、雨漏りや害虫に悩まされ続け、他に移り住むこともできません。町営住宅を建て替えや整備をして町民が安心して喜んで住める、そういう町営住宅にしてください。香芝市では数年前に建て替えています。

**質問事項2、原発ゼロへの国民の要望が80%という報道がされている中、この広陵町でも促進をしていく政策が要るのではないのでしょうか。**海も山もない広陵町では太陽光発電への町民の協力が考えられます。何度も質問していますが、町は補助金の確立を進めていただきたい。

先日行われた住民の方との自治体キャラバンでの話し合いの折、副町長は「町は補助金をする気はない。国が新築時に太陽光発電をセットした政策でも出せばいい」と言われていました。町の総合計画案では、4万人の町を目指すとありましたが、こんな考え方では広陵町に移り住む人は多くなりません。先進を切って太陽光発電へ町として補助金を確立すれば若い世帯も町に来てくれるのではないのでしょうか。

**質問事項3、介護保険法が改正されて、介護の現場でどう変わったのか。**

今年4月からの改正内容を三つほど書いております。

まず初めに、①生活援助の時間区分が60分から45分に短くなった。

②吸たんなど医療行為の一部を介護職もできるようになった。

③要支援1、2の人を自治体の判断で介護保険対象から外し、自治体独自に策定する介護予防、日常生活支援総合事業に移行させることが可能になった。

以上のように、改悪されて町民に支障が出ていると思います。福祉を重要施策と自負している町として、どのように町民をカバーしていくのかお聞かせください。

**質問事項4、中学校給食実施するための検討を町はどのように進めているのか。**

町は二つの委員会での話し合いや視察研修で議論を煮詰め、突き合わせて進めていくと

いう6月議会での答弁でしたが、6月29日町長部局の食生活、食育を考える会議では亀山市のデリバリー方式、7月9日教育委員会の中学校給食懇話会は京都市嵯峨中学校のデリバリー方式を研修されています。ともに学校給食とは言えないデリバリー方式を視察研修されたのはなぜなのでしょう。スクールランチが不評で注文数が減っていることは議会でも何度も取り上げて述べています。中学校給食を望んでおられる多くの保護者はデリバリーと思って中学校給食賛成の署名をされたのではないと思います。不評なスクールランチと同じデリバリー方式ではなく、ほかに視察研修に行くところ、幾らでも候補地があったと思いますが、町はデリバリーを進める目的で選んだのですか。

この4項目について、お答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対し、御答弁をお願いします。

平岡町長！

○町長（平岡仁君） 山田議員から4項目にわたって御質問をいただきました。

まず1番の表題は、住宅に困窮する町民が利用する町営住宅の施設充実は町の責務ではという厳しいお題をいただいております。

答弁として、御質問の町営住宅の施設整備につきましては、昨年度に補助を受けるため、地域住宅計画を作成し国に申請を行い、平成24年度予算の主要事業として、広陵町営住宅長寿命化計画策定業務委託費として、国の補助を受けての予算計上をしているところであります。

現在、国に申請中で認可があり次第着手し、大塚、平尾、疋相、古寺の4団地の既存町営住宅のあり方や長寿命化及び住宅の建て替え等も含め、居住性の向上のための方針を定めることとしています。

2番でございます。

原発ゼロへ促進していく政策が要るのではということで御質問をいただきました。

答弁として、何度も質問しているとのことですが、昨年9月議会と本年3月議会でもお答えさせていただいたとおり、太陽光発電装置設置促進に係る支援につきましては、経済産業省所管の法人が実施している制度と奈良県が既存の利子補給と無利子融資にかわる新しい補助制度を今年度から実施していますので、こちらを活用していただくようお願いするとして答弁を申し上げておりますので、方針に変更はございません。

現時点において、国の方向は再生可能エネルギーの前に省エネの徹底を求めています。それは御承知いただいていると思われませんが、原子力エネルギーの国内エネルギーに占める割合が30%にも及び、水力を除く再生可能エネルギーは1%に満たない現状があるからです。なお、これも従前の答弁と重複いたしますが、近隣自治体の状況も踏まえて、環境に配慮した取り組みを推進しつつ、広陵町の公共施設において改修や新設等の機会を生

かし、自然エネルギーの有効利用の要因を検討しています。

3番でございます。

介護保険法が改正されて、介護の現場はどう変わったのか。今年4月からの改正内容を御説明をいただいたところでございます。

答弁として、大きく三つの項目についての御質問ですが、取りまとめた形で答弁させていただきます。

まず、清掃や洗濯等の生活援助の時間区分については、サービス提供の実態を踏まえ、限られた人材でより多くの利用者に対し、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われたものです。

次に介護福祉士をはじめとした介護職員は、介護の対象者が日常生活を営むのに必要な既存の医療的ケアである「たんの吸引」と「経管栄養」を医師の指示のもとに介護の一環として行うことができることとなったものであり、具体的には家族の負担軽減となっております。

これは経緯を申し上げますと、平成24年4月からは研修を終了し、認定された介護福祉士、介護職員等が行い、事業所においても登録特定行為事業者の登録を行うものであります。

最後に介護予防・日常生活支援総合事業は要支援者、二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食、見守りを含む生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業です。

要支援者に対しましては、地域包括支援センターにおいて従来の介護保険給付におけるサービス提供を実施しております。加えて、今後、地域支援事業における総合事業の充実、拡大を図り、利用者の状態や意向に応じた総合的で多様なサービス提供が行えるよう検討しています。

なお、今回の制度改正は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう行われたものと考えております。

また、介護現場から特に支障が出ているというような声は聞いておりませんが、今後もケアマネジャー会議等において利用者の声の情報収集等に努めてまいりますので、申し添えます。

次、4番でございます。

中学校給食実施するための検討を町はどのように進めているのかということでございます。

6月29日に実施しました、食育、食生活を考える会議での視察研修についてですが、視察先として亀山市を選んだ理由については、亀山市はデリバリー給食だけではなく、センター方式や自校方式も実施されており、多くの自治体や議員などが研修に訪れる先進地として県から紹介をいただいたものであります。

研修では、デリバリー給食だけでなく、それぞれの実施状況や特色などを伺うとともに、地産地消の取り組みや食育の推進など本町の中学校給食の実現に向け、幅広い分野について先進地の事例を学んでいただきました。

デリバリー給食は学校給食とは言えないという考えをお持ちですが、献立の作成は町が行い、食材の選定や調理方法、衛生管理についても定めることとなっており、デリバリー方式も学校給食法に定める給食の一つと考えています。

なお、給食の実施方式については、それぞれメリット・デメリットがあり、今後においても状況に応じて先進地の視察を行い、教育委員会で進めている中学校給食懇話会との懇談の場を設けるなど、幅広く検討をしてみたいと存じます。

4番の中学校給食の検討、教育委員会の考えについては教育長がお答えします。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 安田教育長！

**○教育長（安田義典君）** 中学校給食の中学校の教育委員会で扱っている中学校給食懇話会の経緯を答弁させていただきたいと思います。

中学校給食懇話会は、昨年12月に設立し、本年6月開催の第2回の会議において、給食実施に向け、中学校教育・家庭教育における課題を初めとして、中学校給食の県内の状況や課題について説明をさせていただきました。また、7月には、中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食に関する検討委員会を設置され、全国の政令指定都市における視察・調査や、市内の中学生2,000名を抽出したアンケート調査、また全市立中学校の実態調査を実施され、実態調査の集計結果に詳細な分析・考察を加え、望ましい食生活、学校における昼食のあり方について学校、家庭それぞれが果たすべき役割も含めて検討が重ねられ、その結果として「食」に関する指導の必要性を指摘されているとともに、学校における昼食については、「完全自由選択制・校外調理委託方式」による給食制度の導入が提言され、それを尊重し、導入を決定された先進地の京都市の嵯峨中学校を視察してまいりました。

完全自由選択制になったのは、京都市では家庭からの弁当持参が定着しており、また、嗜好や量、男女差や個人の格差が大きい中学生には、小学校と同様の画一的な給食はそぐわない。また、校外調理委託方式になったのは、初期投資が少なく短い期間で実施が図れ、給食希望者の増減にも効果的に対応できるといったものでした。

懇話会とは別に、教育委員会として、ことしの2月には富山県砺波市の般若中学校を視察してまいりました。砺波市では、市制施行された昭和29年4月から一つの小学校で完全給食が実施されたのが始まりで、昭和50年から共同調理場が設置され、平成15年に現学校給食センターが稼働し、今日に至っており、現在では市内の7幼稚園、7小学校、

4 中学校で給食が実施されており、学校給食センターで調理され、各学校園に配送されています。また、地産地消の取り組みとして、地元の新鮮で安全な25品目の野菜類が学校給食に活用されています。

市長とも懇談させていただき印象的だったのは、「弁当を持ってこない生徒がいますから」という言葉でした。

また、6月には亀山市のデリバリー給食の状況についても勉強してまいりました。

今月12日には、第4回目の会議を開催し、委員の意見を聞かせていただいたところで

す。  
デリバリー方式を視察研修したのはなぜかとお尋ねですが、本町の小学校では自校方式による完全給食を実施しておりますことから、委員の皆様にはこの方法については御承知のことでもあり、他の方式の一つとして、まず弁当か給食かの完全自由選択制を実施されている京都市を視察した次第です。京都市では、給食については校外調理委託方式で提供されています。この点のメリットは、投資する各学校に配膳室を設置するだけで済むことです。もちろん、献立は市の栄養職員がつくっておられます。

御指摘のような目的で視察先を決定したわけでもありませんし、先に述べた教育委員会の経緯もあり、京都市を視察したものです。

今後も懇話会委員の皆様には、その他の方式による給食の現場も含め数カ所を視察していただき、加えて職員もさらに勉強を重ね、懇話会委員の皆様へ情報を報告させていただきながら、いろいろな方式について比較検討していただいた上で教育委員会としての意見をまとめ、町部局と協議・調整した上で議会にお諮りいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（青木義勝君） それでは、自席において質問事項1に対して、2回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** 山田美津代2回目の町営住宅の質問をいたします。

平成24年度予算の主要事業として長寿命化計画策定業務委託費として国の補助を受けの予算計上をしているところでありますというお答えをいただきまして、国に申請中で許可があり次第着手ということですが、これがいつごろになるのかということ、やはり平尾とか疋相、六道山、もう57年もたっていて、これ着手するの大分遅かったのではないかなと思います。本当に今、耐震性がなくてひび割れがひどい状態でお聞きして1軒1軒お尋ねしましたけれども、大変な状況の中、日々を暮らしていることが浮かび上がってきました。住宅政策は、その個人の自己責任を中心とするものです。しかし、住宅は何よりも人々が社会生活を営む上での基盤です。全ての国民に対して良質で安価な住宅を安定的

に供給し、公的に援助をすることは国や地方自治体の当然の責務であり、憲法にも明記されています。国際的にも1996年6月のハビタットII、第2回国連居住会議での居住の権利宣言で適切な住居に住む権利がうたわれています。世界では公的住宅が多いフランスでは公的賃貸住宅比率は17.2%、イギリスでは19.8%、オランダは36.5%、スウェーデン29%、デンマーク21.2%に比べ、日本ではわずか6.27%です。西欧諸国の4分の1程度の現状です。健康で文化的な生活を営むに足る住宅を直接供給により保障すべき公共賃貸住宅のこうした現状は、国民、勤労者の住環境に大きな影響を与えるものです。香芝市では、昭和35年に西真美、5カ所の2団地に建てられた市営住宅25戸が老朽化が著しいということで真美ヶ丘3丁目に30戸、1,800坪3階建てで平成17年に建てかえられました。中和幹線沿いに見えますね。高齢者や身体障がい者の方々にも快適な日常生活を営んでいただけるようにと全ての人のために安全で環境に優しい住宅になるようバリアフリー、手すり、エレベーター設置されています。2DKと3DKの2タイプです。家賃は平成24年度最低8,800円から最高4万2,500円です。私もいろいろ居住されている方、今広陵町の町営住宅に居住されている方のお話をいろいろ伺って考えたんですけども、町がこのように長寿命化で国に申請をさせていただいているんですけども、平尾とかでは買い物とか銀行が近い、便利だというふうに言うておられるんですよ。余り遠くには行きたくないというふうに言うておられました。でもあそこを建て直すといったら狭いですよね。六道山も建て替えるにはちょっと狭いですね。それで、正相は土地は広いんですけども、このままがいい。今まで町がずっとほっておかれたので御自分でちょっと補修されたり、いろいろ手直しされているから、このままがいいという方が多いわけです。正相は土地はようけあるんですけども、このまま最後まで住んでいたいという方が多かったです。でもすごい私も考えてしまいました。古寺の北側の駐車場ですね。今駐車場として使っている、あそこの空き地はどうかとか、それから赤部のうちの前の県道の前に、前に乾県会議員が駐車場として使っていた、あそこも岡本の土地でしたか、あそこもずっとあいているんですよ。あそこも3,800平方メートルぐらいあるんですね。大体古寺のところと一緒かな、ちょっと大きいかないというぐらいなんですけど、この国の許可があり次第着手というふうに言うておられますけれども、土地をもうどのように、どこにしようかということを考えておられるのでしょうか。

それから、住んでおられる方のそういうアンケートなりとられて決められるのでしょうか。その辺、どのように動いておられるのか、具体的にお示しいただけますか。

○議長（青木義勝君） 植村事業部長！

**○事業部長（植村敏郎君）** 町営住宅の御質問でございますが、六道山、平尾、正相は老朽しているのは承知しております。ただ、この建て替えといいますのも長年五十

数年たっておりますが、維持修繕をしながら今住まれている方の居住生活に対して修繕しながらやっているところでございます。今回この住宅法の改正もございまして、今度は福祉とかいろんな災害の起きない場所であるとか、そういったことを踏まえて住宅の建て替えの場所についても検討しなければいけないという法律がございまして、今回長寿命化計画を立てなければ建て替えについての補助も得られないというところでございますので、いかに長寿命化にするのか、長寿命化にできないところは建て替えというところも踏まえて、庁内委員を今回補助の内示があり次第立ち上げていきたいと思っております。場所の選定についてもその中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

年内には内示があると思っております、年内に。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** あとアンケートとかとられるかというのもちょっと

答弁漏れで、後で教えてほしいんですけども。それから疋相ね、聞いてみますと、自分で住みやすく増築や補修してきたから今のままで十分と言われる方が多かったですけれども、溝ですね。溝はもうとにかく自分たちではどうしようもない。もう57年たっていますから、もう本当に古くなって、幾ら掃除をしてももう溝のいたるところが低くなって、そこに水がたまる。それも何とかしてほしい。それから北側の池のほうはもう溝があって、池のほうに斜面になっていて、その辺がもうひび割れているというか、もう崩れかかっているんですね。そこに結構草が茂りますので、自分で草を刈っているけれども、もう高齢化してきてちょっと命がけで、斜面ですからそのまま落ちたら池のほうに落ちていってしまいますので、ちょっとその辺も何とかしてほしいという御要望がありましたので、この溝の補修は何とかやっぱり至急に改善をしていただかないと、本当に皆さん高齢化してきていますから、溝に土がたまって泥上げという作業がしにくくなってきている。もう腰も痛くなってきて、とても力が要る仕事ですので、その辺のことは皆さん、疋相の方言っておられましたので、前からも言っていると思っております、植村部長。この溝を何とかしてあげてください。

それから南海トラフとか大きな地震が来ると言われていますけれども、高齢化や貧困が進む中で公的住宅を柱とした住宅の確保と居住の安定、実効ある住宅セーフティネットの実現は最も優先すべき課題です。東日本大震災による被害が公的賃貸住宅の果たしている役割の重要性を明らかにしました。大震災で住宅被害は全壊13万戸でした。被災者は国と自治体の建設、供給による応急仮設住宅に居住しています。そして全国で1万7,000世帯が公的賃貸住居に入居しています。この公的賃貸住宅は空き家となっていた住宅で、公営住宅約9,000戸、UR約1,000戸、雇用促進住宅約7,000戸です。いず

れの住宅も縮小、削減方針のもとで空き家になっていたもので、被災者が入居し、住宅の確保に大きな役割を果たしています。都市部に大量に労働者が移動し、結局生まれ育ったふるさとに帰らず過疎化が広がり、残った高齢者が亡くなると空き家になり、それがふえると限界集落になってしまいます。空き家も増加していて、この広陵町内でも問題になっていますが、空き家を有効に使う政策が要るのではないのでしょうか。

また、民間賃貸住宅も空きが多く、大家さん、経営者も困っている方も多いと思うんです。うちの娘が住んでいるところもあいているところが多いです。こういう今まで住宅政策の枠外に置いていた民間賃貸住宅のストックですね、これを有効に生かす抜本的な改善を講じる必要もあるのではないかと私は思うんです。災害時の備えとしてばかりではなく、例えばバリアフリーの高齢者の住宅にすとか、若者やひとり暮らしに人気のあるシェアハウスとして供給するなどの多様な利用が考えられます。これは初期投資やコストも少なく済み、家賃も適切なものにすることができると思うんですけれども、こういう空き家対策ですね、こういうのを考えていただけるのでしょうか。

そのアンケートを今住んでいる方に、皆さんの御希望をお聞きするかということと、正相の溝、そしてこの空き家対策お聞かせいただけますか。

○議長（青木義勝君） 植村事業部長！

3回目の答弁です。

**○事業部長（植村敏郎君）** アンケートの調査でございますが、そのことも踏まえて検討させていただきたいと思えます。

空き家対策でございますが、これは都市部においても住宅関係で空き家が出ていると、過疎化というか、人口の減少というか、そういう形で進んでおります。あくまで他自治体とか外国の例を述べられましたけれども、あくまで広陵町内の住宅の供給を考えた上で検討してまいりたいと思っております。

もう一つは、水路のことでございますが、今現在、住宅は89戸ございます。その中で住民の方から直接お電話いただいたら担当の者が現場のほうへ飛んでいき、声をお聞きしております。今の山田議員の質問に対してもどこがどんなふうに、どの方がおっしゃっているのかということを知った上で現場のほうに担当の者を行かせたいと思っております。しかし、町のほうには直接は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

次の質問に移ってください。

**○13番（山田美津代君）** では、後で言いますので、対策をお願いいたします。

次の太陽光発電のほうにいきます。

ことし3月議会での答弁で、ちょっと副町長ばかり出して済みません、副町長は県の助成が平成24年度1戸当たり10万円の報道があり、町としてもさらに加えて応援できるかどうかしっかり研究を今年はしたいと思えますと言われましたので、しっかり研究していただいていると思っておりましたら、先日の話では国が国がと言われていました。町として町民にどう助成していくかを研究されていないのでしょうか。公共施設に取りつけますという3月議会での答弁も図書館の屋根がだめでしたと言うし、町としてどのように取り組み、町民に納得してもらおうおつもりですか。今のところ無策ではないですか、この太陽光発電に関してね。3月議会で提案した長野県飯田市の企業が200万円から300万円かかる太陽光発電設置費用を立て替え、家庭は月1万9,000円を払うかわりに家庭の初期投資の負担をなくす取り組み、おひさまゼロ円システム事業、これはNPO法人による太陽光発電普及事業というものを紹介させていただいたのですが、これ研究されましたか。お聞かせください。

○議長（青木義勝君） 答弁をお願いします。

池端福祉部長！

**○福祉部長（池端徳隆君）** 研究をしたかということでございますけれども、県内の状況についてももちろん存じ上げております。奈良県の補助金の状況、市につきましては三つ、四つほど、1軒当たり10万円が上限と5万円のところもございますけれども、新しくそういうものを取りつける、もしくは新築の場合にという、そういう補助の内容でございます。ただ、こういう自然のエネルギーというのか、研究しているという要因の一助としてお聞きいただきたいわけでございますけれども、某大手の〇〇ガスとか、そういうところもいろんなそういうシステムといいますか、そういうようなものを開発というのか、そういうふうにしております。太陽光発電、一番、言葉は不適當でございますが、手っ取り早いというのか、今一番有効なものというふうには理解しておりますけれども、日進月歩でどんどんそのパネルが薄くなる、広くなる、それを発電する、そういういわゆる効率というんですか、そのいわゆる率もどんどんとそういう効率がよくなっているというものもできてきておるということで、研究はさせていただいております。全く放置しているということではございませんが、方針といたしましては、まず町のいろいろこの節電の対策等を踏まえまして、これから歴史文化会館等もそうでございますけれども、その要因があれば公共施設にもしっかりと反映をしていきたいと、ただ個人の家ということにつきましては、広陵町として一歩踏み出していないということでございます。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** このおひさまゼロ円システムね、8月25日に長崎では県と市がこのシステムのセミナーを開催し、自然エネルギー利用の普及拡大を目指して検討しているんです。9月7日の奈良新聞に生駒市が国の買い取り制度がスタートしたことを受け、太陽光発電システムの導入や補助金の支援制度、メーカー商品の選択、施工等に関する総合的な相談を受け付ける太陽光エネルギーアドバイザー事業に取り組むという報道がありました。生駒市では当然補助金制度も確立されています。昨日も大淀でメガソーラーを平成25年度に実施する計画が載っていました。6ヘクタールの土地で900世帯分の電力が賄えるとありました。四国の梶原町では、発電用風車2基を設置して、得た資金を使い、町内の公共施設に太陽光発電パネルを設置、梶原中学校に小型水力発電機の設置、道の駅に地熱利用の温水プールを建設するとともに町民の太陽光発電パネルの設置や太陽熱温水機、小型水力発電機の設置、間伐材を利用するペレットストーブの購入などに補助を出しており、2009年1月に政府より環境モデル都市に選定されております。将来的にはエネルギーの地産地消によるエネルギー自給率100%を目指しているそうです。

全国で各自治体が自分のところで、この原発から脱却するために何ができるかと取り組んでいるわけです。先ほど池端部長もおっしゃいましたが、一番手軽で町民に納得していただける施策がこの補助金制度だと思います。限りなく補助せよとは言っていません。1年に例えば30軒と上限を設ければ300万円の予算でできます。とりあえず予算化して様子を見て、好評だったら、また町の財政がゆとりがあれば町民の意見を聞いてもっとふやしていくということによいのではないですか。何で取り組まれないのか。

それとあと、電気代ね、太陽光発電をしたら電気代が上がるという、アップになるんだということがありますがけれども、自然エネルギーの普及が十分に広がるまで電気料金の値上がりを心配する声も聞かれます。しかし、自然エネルギー普及のための電気代の加算額は今後ずっと高くなり続けるわけではありません。燃料費調達のお金は海外の産油国などへの支払いに使われ、外国に出ていきます。それに比べ、自然エネルギー普及のお金は国内で自然エネルギーで発電している人や会社に支払われます。国内の自然エネルギー拡大を応援し、ある程度普及が進むと電気代と一緒に毎月支払う金額は減額されます。ドイツでは既に普及がある程度進んだとして役目を無事に果たした制度の見直しが進められています。電気代が上がるのはかなわんけれども、この上がる料金が国内で自然エネルギーをふやそうとする人や会社に回っていくならいいという感想も聞かれます。本来は原発に回すお金をこの自然エネルギー開発に国が回すべきとは私は思いますけれども、原発ゼロへ

の町の姿勢がこの太陽光発電の補助という形で問われているんだと思いますが、町長いかがですか。どういうふうに思われていますか。何もしないと言ってますけれども太陽光発電に関して。

○議長（青木義勝君） 山村副町長！  
3回目の答弁です。

**○副町長（山村吉由君）** 私の名前を出されておりますので、私が答えさせていただきますと思います。

私、この前の懇談会の中で補助はしない、国がやればよいというようなことを言ったということですが、それは私の真意をここに書いていただいているとは思いません。というのは、太陽光発電というのは、自然エネルギーを活用した電力調達というので、いい方法だと思いますので、コストが合わないという点は今買い取り制度ができたのでコストが合ったので企業が手を出し始めたというところがございますが、国策として、やはり自然エネルギーから電気を調達するというのであれば、全住宅に太陽光をつけるという国策を打ち出すべきではないかということをお願いただけのことでございますので、町も補助をすることを今現在は研究中でございますが、今後において必要性が出てくれば、また考えていく時期が来るかと思っております。

ただ、今は太陽光を導入すれば導入した分、電力会社が買い取らなければなりませんので、太陽光発電していない人も電気代をその分負担するというところについて問題はあるのではないかとこのように申し上げているところでございますので、今後どのように推移するか十分見きわめていきたいと思っております。

○議長（青木義勝君） 次の質問に移ってください。  
13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** 長いこと研究しないで早く研究してくださいね。

介護保険法、改悪のことですけど、民自公の3党が暮らしと経済を破壊する消費税増税と社会保障の中心に自助を置き、効率化・適正化による社会保障の増大を抑制する基本法を強行採決しました。保険料負担増、給付切り下げの年金一元化法案、公的保育を解体する子ども子育て新システム法案も同時に採決され、後期高齢者医療制度廃止などの政権公約などは棚上げにされてしまいました。介護保険分野の改革はこれから社会保障税一体改革における焦点の一つです。今回の改定で大きな焦点となっているのが生活援助の見直しです。これまでの30分以上60分未満、60分以上という時間区分が20分、45分の

時間軸を基本に20分以上45分未満と45分以上に再編され、介護報酬が2割近くも引き下げられました。この時間区分の見直しの根拠とされたのが厚労省が実施した訪問サービスにおける提供体制調査の結果です。家事行為別の時間を割り出し、その組み合わせにより時間区分を見直したという説明でしたが、そもそもこの調査自体、厳密なタイムスタディに基づくものではありません。掃除は27分となっていますが、家屋状況など個別事情が全く考慮されていません。洗濯時間はわずか16.7分です。厚労大臣が調査方法が適切かチェックしたいと国会で昨年12月参院で答弁しているにもかかわらず、この調査結果を前提に改定が強行されてしまいました。それも改定内容の周知が不十分なまま実施が行われ、基準省令や解釈通知の発出も遅く、事業所は数週間のわずかな期間の中での対応に追われました。また、個々の利用者に大きな影響をもたらす改定内容なのに、その説明責任を担当ケアマネジャーや事業所に押しつけたことは重大で厚労省の無責任ぶりを改めて示すものです。そのため、現場では時間を45分におさめるためお風呂の掃除を1週間に1度に減らした。調理の下ごしらえはなるべく自分で行うようにして味つけなどをヘルパーと相談しながら調理するようになったところ右肩の痛みが悪化した。88歳女性独居要介護2、など深刻な生活後退が生じています。時間不足で洗濯ができなくなった。余裕がなくなり希望の店で希望する買い物ができなくなった。調理時間が足りず副食を3品から2品に減らした。お総菜をスーパーで購入、配食サービスに切りかえた。今までヘルパーと一緒に買い物や調理をしていたが、時間が短くなり、ヘルパーに任せられるようになったなど厚労省自身が上げている自立支援、そのものに逆行する事態も生じています。また、時間が削られたため、ヘルパーが洗濯をしても干すのは利用者にやってもらうなど援助の一部を利用者本人や家族の対応に代行せざるを得ないケースも見られます。利用者はヘルパーが忙しそうで声をかけられない。ヘルパーは振り向く余裕がないと、生活援助にとって重要な会話の機会が奪われている実態です。利用者と話ができないので、変化を見逃してしまわないか不安との声がヘルパーさんから出ています。特にひとり暮らし、老老家庭、認知症、重度介護の場合、身の回りのことができなくなった。利用者本人のストレスや身体的負担が増した、症状や状態が悪化したなど生活上の障害が出て、在宅生活を続けることが困難になります。このような実態を調査して町として支援することが必要ではないでしょうか。

町は今回の制度改正、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように行われたものと考えておりますと言いますが、これ全然違うんですね。介護現場から特に支障が出ているというような声は聞いておりませんが、これね、もっとしっかりと聞いていただかないと介護の現場では、こういう声が聞かれます。ヘルパーさんは家事代行サービスと違います。掃除して終わり、洗濯して終わりじゃないんです。利用者さんの様態を見るために話をしっかりと聞いてあげる。そして、あっ、ちょっと顔色が悪いとかちょっとこういうことが今までできていたのに、これができなくなっているとか、ちょっとした変化をやっぱり見てあげるこれが大事な仕事なんです。それができな

くなっているんです。そして、その60分から45分に減らされましたから、家事だけで帰らなきゃならない。1週間に独居老人の場合はヘルパーさんしか会話する機会がない方もおられるわけです。本当に話をして、発散して、いろんな話もして聞いてもらったり、そういう時間が大切な時間なんです。それがもう全部奪われているんです。これはもう本当に今ね、広陵町内の方から聞いてないですか、そういうことを。聞いてなかったらぜひ聞いてください。出てます、もう現にこういう声が。それを聞いていただいて、町としてどのような援助ができるかと組んでいただきたいなと思います。

○議長（青木義勝君） 池端福祉部長！

**○福祉部長（池端徳隆君）** 町として聞いているか聞いてないかということでございますが、冒頭お答え、町長のほうからもさせていただいたとおり、お聞きはしておりません。ただ、聞いてないからそれでいいということではございません。実際の話、私どもは窓口でその申請等がありました場合、御家族等には十分制度の説明、相手さんの時間の許す限り御説明をさせていただいております。ケアマネジャー会議等において、そういうふうなところ御指摘もいただきましたので、私どものほうからそういう御質問もあったのでという形で投げかけてまいりたいと考えてございます。ただ、議員、るるお調べをいただいて御指摘というか、御質問をいただいたわけでございますけれども、個々のその制度の考え方につきましては、私どもは国で法律が決まって、それで施行と、現実スタートするのは町から始まります。そういったところで、その60分が45分と、これだけを捉まえますと、あたかも15分サービスが短くなったという形でございますけれども、これにはそういう議員御指摘の意見もございますけれども、これにはあと何もしないとお茶飲んで世間話をしているというところのそういう逆の面も入っておるわけでございます。私どもは、これはタイムスタディというお言葉も出ましたけれども、実際のこの現場での時間はこのようになっておりますけれども、介護に必要な基準時間、物差しから要約されたものだというふうに理解をしております。そういったところで個々の問題につきましては、ここでちょっと議論ということでも答えは出ませんけれども、私どもはしっかりとその辺のところを住民サービス、介護を御利用の方に福祉の低下といいますか、そういう後退にならないようにしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 3回目の質問です。

山田さん！

**○13番（山田美津代君）** しっかり現場の声を聞いていただきたいと思います。

そのお茶飲んでいただけということと言われましたけれども、それが大事な時間なのかもしれないと私は思います。

それと吸たんが医療行為だったのが現場でできるようになったというのは、これもし事故があった場合、どうするんだというふうに思うんですけども、その辺はどのように思っておられるのか。

それと、まだまだこの改悪のことが今後検討されています。例えば要支援1、2の人の利用料の負担増、ケアプラン作成有料化、これ毎月の介護保険サービスの利用計画ですね、これ毎月の分が有料化になる。年収320万円から385万円の人の利用料を1から2割に、要介護1、2の人の施設利用料増額、2025年までに要介護認定者3%を減らす、こういうめじろ押しなんです、改悪案が。国が決めることで町ができることは少ないかもしれませんが、こんな改悪案、高齢者を守るため現場のケースワーカー、ヘルパーさんの声をしっかり聞いて町としてできるだけの手だてを計画していただきたいと思うんです。全国で、低所得者に独自の減免をされている自治体もあります。東京江東区や大田区、また愛知県では22の市が減免をされています。自治体としてできることがあるはずです。地域の高齢化が進む中で、我がまち、我が地域の地域包括ケアをどうつくり上げるか。政府の思惑どおり安上がり、効率化の手段として実現させるのか。それとも住民、高齢者の願いにかなうものとして実現をさせるのか。そういう困難さを強いられている町民の立場に立つ自治体として、国へもこんな改悪をされたら、こんだけ利用者さんが困る。こんなに困難になるということを町として国へも訴えていただきたいと思いますが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 池端福祉部長！

**○福祉部長（池端徳隆君）** まず、たんの吸引、事故があったらどうするのかということでございます。これはこういうたんを吸入するところにチューブというのか、そういうようなものをつけてたんを吸い出すということでございます。質問でも町長がお答えしたとおり、誰でもかれでもやっというものではなく、ちゃんと研修、講習というところで対応をさせていただいております。このことにつきましては、現実にはこれは利用者の御家族からこのように改正をしてほしいというところが発端であると理解しております。と申しますのは、仮にデイとか、デイケアとかの送迎のときに、送迎の車の中でたんが詰まる、当然これあり得るわけです。ヘルパーさんであれば、「これやったらあかんねん」、「できませんねん」と、そういうことでそっこのほうが問題でございます。そのような形で御理解をいただきたいと思っております。

それとあと、済みません、2点目の質問について、改悪という表現でございますけれども、もちろん要望できることについては私どももしっかりと声を上げていっております。

ただ、会議で言うたとか言わんとかそういうことではなしに、ほかの会議、このときにもお示しをしておりますようにちゃんと文書で申し入れをしております。その辺については御理解いただけるのかなど。各いろんなケースで山田議員もそのケースに携わっていただいているものがあると思います。そういったところもしっかりと、これサービスにつなげていく、そのプロセスが大事でございます。ええ格好を言うわけと違うんですけども、福祉課所管としてはその福祉の心でしっかりと利用者の言われる、言われるままということではないですけども、できるものはできると、できるように持っていつているというようなスタイルでやらせていただいていると考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 次の質問に移ってください。

山田さん！

**○13番（山田美津代君）** では、中学校給食の質問にいきます。

9月12日の給食懇話会、傍聴しました。先ほど竹村局長がちょっと話をされましたので、重複するかもしれませんが、そこでは京都市嵯峨中学校の選択性の給食を視察研修された内容が報告され、試食の感想などを出されていましたが、京都市の栄養士のつくるメニューで業者が中学生に合ったデリバリーの給食を配達して、1カ月前に申し込んで、1食290円を前払い制で味も薄味でおいしいカレーでした、レトルトのカレーだったそうですが、おいしかったという報告をされておられました、給食懇話会の中でね。いろんな方式があるので、他の方式も研修に行き、よりよいものを検討していくという方向性を示されて会議は終わりましたが、ちょっともう飛ばします、経費の比較もデータをそろえますと事務局が言われておられたので、やっと動き出すなと思いましたが、もう次、センター方式とか親子方式とか自校方式とかいろんな方式を研修に行かれるような話をされましたね。そして経費もデータをそろえて検討する。もう何カ月もまだかかるわけですね。忘れてはいけないのが、昨年12月に総務文教委員会で請願の趣旨説明をされたお母さんの給食への思いです。安全安心な給食を食べさせたい、みんなで同じものを食べて食育も学んでほしい、栄養バランスのとれた今小学校でやられている給食を実施していただきたい、こういう気持ちで請願を出されたのです。12日の給食懇話会に欠席された委員さんが手紙で意見を述べられていて、自分は給食賛成なんだけれども、子供たちがお弁当がいい、給食大反対と言われて自分は感激したと書かれていましたけれども、子供は好きなものだけ入っているお弁当がいいと言うのは決まっているんですよ。ここが大事だと思うんです。そういう子でも給食が大好き、このような給食のメニューをつくれば子供たちは変わるんじゃないでしょうか。皆さんのお手元に資料が行っています。これ東京都足立区の給食メニューです。それで、さっきお借りしてきたデリバリー方式のはちょっと借りてき

て見せようと思ったんですが、ちょっとすぐ出てこないで、今スクールランチ、中学校でやられているスクールランチと同じ何とかエスフードの、こんなオレンジ色の容器に入れられたデリバリー方式のメニューを嵯峨中学校では手に入れられてきたわけですね。そこでカレーも食べてこられたということなんですが、この足立区のこの給食、こういうすばらしい給食メニューなんです。日本一の給食を目指しているんです。これで子供たちが給食が大好きって、中学生の82%、小学生の97%の子供たちが給食を楽しみにしている。こういう給食をしましょうよ、町長。日本一目指してください、広陵町で。どうでしょうか、町長。このような給食にしたら本当にお弁当がいいと思っていた子供たちも給食大好きという子がふえるんじゃないかなと思います。やるからには保護者も子供たちも楽しみになるような給食を目指し、日本一がだめだったら、せめて北葛一とかね、大分落ちますけれども、目指してやっていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 平岡町長！

**○町長（平岡仁君）** おっしゃるように広陵町に見合ったすばらしい給食実現のために教育委員会、また町部局で検討しているものでございます。どうぞ、成案がまとまれば皆さんにお示しをして、ともに議論をしていい給食を実現したいと思います。

○議長（青木義勝君） それでは、以上で、13番、山田さんの一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時30分まで延長いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）